

令和9年度以降の水源環境保全・再生施策に係る新たな計画の検討状況について

平成17年11月に策定した「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」の計画期間が令和8年度末に終了することから、令和9年度以降の新たな計画となる「かながわ水源環境保全・再生基本計画（案）」（以下、「基本計画」という。）及び「第Ⅰ期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（2027-2031）（案）」（以下、「実行5か年計画」という。）を取りまとめた。

1 かながわ水源環境保全・再生基本計画

- （1）目的 将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保
- （2）理念 水源環境は県民共有の財産であり、県民全体で守っていかなければならないという理念のもと、水源環境の公益的機能を維持・発揮するための取組を推進
- （3）計画期間 20年（令和9年度～令和28年度）
- （4）対象事業 「水源環境の公益的機能を維持発揮するために必要な取組」及び「水源環境保全・再生を支える取組」
- （5）対象地域 主として、県外上流域を含めたダム上流域を中心に、河川水及び地下水の取水地点の集水域全体（水源保全地域）で展開
※普及啓発事業などについては、県全域を対象

＜現行の施策大綱との比較＞

かながわ水源環境保全・再生施策大綱	かながわ水源環境保全・再生基本計画	
良質な水の安定的確保	目的	同左
20年（平成19年度～令和8年度）	計画期間	20年（令和9年度～令和28年度）
水源環境の保全・再生事業 (水源かん養など、直接的な効果 が見込まれる事業)	事業内容	水源環境の保全・再生事業 (回復した水源環境を良好な状態で 維持し、公益的機能を持続的に発揮 させるために必要な事業)
水源保全地域	対象地域	同左

2 第Ⅰ期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（2027-2031）

基本計画に基づき、5年ごとに実行計画を策定し、見直しを行いながら効果的な施策展開を図るため、令和9年度から令和13年度までの5年間に個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を活用し取り組む事業（※裏面参照）を示す実行5か年計画を取りまとめた。

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和8年1月 基本計画及び実行5か年計画の施行
令和9年4月 新たな計画に基づく水源環境保全・再生施策及び個人県民税の超過課税を開始

◆ 第Ⅰ期5か年で取り組む13事業

水源環境の保全・再生を目的として、5年間（2027～2031（令和9～13）年度）に推進する対策は、①水源環境の公益的機能を維持・発揮する取組、②水源環境保全・再生を支える取組のいずれかに該当する次の13事業とします。

